

# 平成24年度 地域ケアプラザ事業計画書

## 1 施設名

横浜市樽町地域ケアプラザ

## 2 事業計画

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのようにおこなっていくのか、具体的に記載してください。

### 地域の現状と課題について

はじめに、

横浜市樽町地域ケアプラザは、今年12月に開所満10年の大きな節目の年を迎えます。日々大勢のご利用者さんや各種地域活動で賑い地域福祉保健活動の拠点として、地域の子供から高齢者や障害者の皆さまの広い方々に親しまれているところです。この節目の年にあたり、記念事業「キララまつり」を地域と一体になって盛大に開催し、住み慣れた地域で安心して暮らせる支えあいのネットワークをさらに広げたいと考えています。地域の現状は、綱島地区・大曾根地区・樽町地区・師岡地区の4連合地区を担当エリアとし、全体の人口は約73,700人で世帯は約35,700世帯(平均2.0人)と大変大きい地域を担っています。また、その人口構成は、65歳以上の高齢者人口は約10,300人で要介護高齢者も多い地域で地区民生委員協議会は綱島地区が東と西にわかれ5地区民児協を担当させていただき各地区民児協とは地域の実情に応じた密接な連携強化が大変重要となっています。

一方、地域の課題(特性)は、綱島地区は人口約39,000人で高齢者も約5,200人と大変大きな地域で、現在も樽町地区と同じく大規模マンション建設が増加し、高齢者人口に加え年少人口も増加傾向にあります。従って、今後も高齢者支援や子育て支援を通じて一人ひとりの顔の見える繋がりを目指した地域福祉ネットワークの仕組みづくりが課題であると考えています。また、大曾根地区については、人口約10,800人で高齢者は約2,300人(20.6%)と区内でも一番高齢者率が高く高齢者世帯も多い地域で、今後も引続き高齢者支援を中心とした各種地域支援活動を地域と協働して推進することが大変重要と考えております。また、樽町地区は人口約13,300人ですが、大型マンション等の増加に伴い年少人口率が14.7%

と大変高く新旧住民が子育て支援を中心に気軽に顔の見える関係づくりの交流支援や高齢者支援が盛んな地域で、今後も引続き施設を拠点とした地域活動交流を積極的に支援して行くことが大変重要と考えています。

また、師岡地区は人口約10,100人で高齢者は約1,500ですが、地域は比較的丘陵地が多く地区の中心部を環状2号線が通り地域が分断されている状況にあり、当ケアプラザからも遠隔地に位置し当施設の利用が困難との声を多く聞いています。しかし、町内会館を拠点とした地域活動が比較的活発に行われているので、今後も引続き積極的に職員が地域に出向き各種相談会や高齢者支援及び子育て支援等について各団体や関係機関と連携して取組んで行くことが重要と考えています

以上、担当地域は広域のエリアで各地区ともそれぞれ特性ある地区ですが、今後も引続き地域の実情に柔軟に対応して行くことが重要と考えています、しかし毎年多様な福祉ニーズや要望等が増加傾向にあり、今後も現状の職員体制でさらに福祉保健サービスの充実向上を目指し推進して行くことは大きな課題と考えています。なお、今年度も引続き地域のニーズ把握や情報の収集提供に努めるため、地域包括支援センターや地域活動交流部門をはじめ各部門の連携を密に一体化すると共に施設機能を有機的に活用して効率的・効果的な事業運営を推進して行きたいと考えています。

(「ひっとプラン港北」地区別計画の資料を参考)

## 施設の適正な管理について

### ア 施設の維持管理について

横浜市樽町地域ケアプラザの管理運営に関する基本協定書第9条及び20条の規程に基づき、次のとおり適正適切に施設の維持管理を行います。

1. 日常的な管理保守点検等業務について
  - (1) 日常的な清掃や夜間警備業務等を専門業者に委託して実施する。
  - (2) 夜間(閉館時)の防犯防火管理は専門警備会社に委託して実施する。
  - (3) 職員による日常点検管理を点検簿及び業務日誌に基づき実施する。
2. 定期的な管理保守点検等業務について
  - (1) 定期清掃や消防設備点検等を専門業者に委託して実施する。
  - (2) 定期的な会議等で「建築物・設備等自主点検票」に基づき報告する。
  - (3) その他随時法定及び関係機関等からの依頼に基づく検査点検を実施する。
3. 上記点検結果に伴い修繕等の発生時には、速やかに所管部署等と相談協議して適時適切に対応して適正な施設の維持管理に努めます。

### イ 効率的な運営への取組について

常に職員には、経営感覚及びコスト意識の助成等意識啓発を図りながら効率的効果的な施設運営に取り組んでいるところです。従って、今年度も引続き各会議等を通じ効率的で効果的な運営に取り組んでいきます。

1. 日常的な取組について
  - (1) ゴミの減量化や分別(資源リサイクル化)のさらなる推進を図る。
  - (2) 職員及び利用者さんへの節電節水や省エネ対策への取組みに対する啓発及び協力依頼を積極的に推進する。
2. 定期的な取組について
  - (1) 職員会議等各会議等通じて引続き「PDCAサイクル」「費用対効果」「コスト意識」等効率的効果的事業運営の推進に努める。
  - (2) 各種物品との購入時や契約時等については、法人の定める規程等に基づき効率的な執行に努める。
  - (3) 各種事業運営に関しては、常に各事業部門と密接に連携を図ると共に効率的効果的な事業運営に努める。

## ウ 苦情受付体制について

法人の定める「福祉サービスに関わる苦情解決運用要領」や介護サービスに関わる「苦情対応事務処理要領」等に基づき苦情及び要望等について、適正迅速に対応しご利用者の信頼を高め頼りになる施設づくりを今年もさらに推進して行きます。

### [苦情受付体制]

(1) 苦情相談受付（担当者：包括支援センター相談員及び当常勤職員）

苦情運用要領及び対応マニュアルに基づいて、受付処理を適正迅速に対応する。

- ① 利用者からの苦情の受付（苦情受付書）
- ② 苦情受付報告書を「苦情解決調整委員会」へ報告
- ③ 苦情解決に向けた調査及び話し合い
- ④ 苦情解決の記録報告
- ⑤ 解決結果の報告
- ⑥ 解決結果の公開
- ⑦ 利用者への公開する

(2) 法人「苦情解決第三者委員会」「苦情解決調整委員会」の活用

苦情等を受け付けた場合は、速やかに委員会に報告し適正・円滑な解決を図る。

(3) 苦情・要望等に対する環境整備及び職員の意識啓発等の人材育成の推進を図る。

- ①職員研修
- ②定期的な職場環境整備
- ③日頃から利用者との信頼関係の構築を図る

## エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

事故・事件・又は火災・地震等により損傷等（緊急事態）発生した場合は、直ちに必要な措置を講じられるよう日頃から緊急時の体制及び対応に備える。

(1) 「緊急時対応マニュアル」「緊急時連絡網」「消防防災マニュアル」「特別避難場所運営マニュアル」の整備及び見直し等の実施。

(2) 職員等の教育訓練等の実施。

消防防災訓練及び特別避難場所運営関係総合点検実施（年間2回実施）

(3) 日常及び定期的に建物・設備及び防犯・防火等自主点検により、随時施設の安全性やサービス内容について点検及び改善を実施する。

(4) その他の緊急時対応マニュアル等

- ①利用者の転倒・急変・急病等緊急時対応マニュアル
- ②徘徊者発生時対応マニュアル
- ③車輦事故発生時対応マニュアル他

※マニュアルは適時見直し、実情に沿った改善を図る。

#### オ 事故防止への取組について

事故防止マニュアルに基づき日々ご利用者の安心・安全及び施設に対する信頼を高める努力しているところですが、今年度もさらに安全点検及び職員教育等の研修を実施し事故防止対策の徹底に努めます。

##### [取組の主な内容]

- (1) 日々の設備器具等の安全点検を行うと共に朝夕の職員ミーティング時及び定例の職員会議時を通じて事故防止対策の徹底を図る。
- (2) 定期的に施設設備等の安全点検及び職員研修等を実施し事故防止対策の徹底を図る
- (3) 事故防止強化月間を定期的に設定し「自己チェックシート」「安全運転チェックシート」等を活用し全員の自己診断チェックを行い事故防止に対する意識啓発を実施する。
- (4) 「ヒヤリハット報告書」等に基づき、随時原因を究明確認し再発防止対策を徹底すると共に「事故防止マニュアル」の適時の見直しにつて検討を行う。

#### カ 個人情報保護の体制及び取組について

個人情報保護については、個人情報の保護に関する法律及び横浜市個人情報保護に関する条例や法人の定める規程等を遵守し個人情報漏えい防止の徹底を図ります。

- (1) 法人定める個人情報保護に関する基本方針及び管理規程について個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることにかんがみ、当法人内の個人情報の取扱いに関する体制及び基本ルールを定め保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぎ適正な情報管理を徹底する。
- (2) 法人の個人情報管理規程に基づく管理体制について  
管理体制  
①管理責任者（理事長）  
②個人情報管理委員会（委員長：理事長）  
③個人情報管理者（各施設の管理者・施設長）  
④個人情報の保管  
⑤個人情報の利用  
⑥個人情報の廃棄  
⑦個人情報の第三者提供他
- (3) 市管理運営に関する基本協定の遵守について  
①年度初めに職員全員に対する研修及び「個人情報漏えい防止チェックシート」点検及び「個人情報保護に関する誓約書」の提出を行う。  
②新任職員に対する個人情報保護に関する研修を随時実施する。
- (4) 職員会議等を活用して個人情報漏えい防止に関する意識啓発を随時実施する。

#### キ 情報公開への取組について

市及び法人の定める「情報公開に関する規程」等に基づき、適正適切に対応するとともに施設の公平性及び透明性を確保します。

- (1) 法人「横浜共生会」のホームページや機関誌「共生会」を通じて事業計画及び事業報告や決算報告等広く情報を公開して行きます。
- (2) 施設の「樽町地域ケアプラザからのお知らせ」を定期的に発行し、各種事業等町内会を通じて幅広く地域の皆さまに情報を提供しています。
- (3) 毎年「介護サービス公表制度」を受審し、県福祉情報ネットと通じて公開しています。
- (4) 施設内の情報ラウンジや掲示板を通じて事業計画・事業報告・予算決算書や各種規程等を公開し、施設の運営状況について利用者に情報を公開して透明性の確保に引続き努めます。
- (5) 法人の「個人情報保護に関する基本方針」「個人情報管理規程」等に基づき、引続き適正適切な対応を行っていきます。

#### ク 環境等への配慮及び取組について

地球環境問題に積極的に取組む共に、今年度は「東日本大震災」に伴う節電対策を重点とした省エネ対策等環境問題に積極的に取組みます。

- (1) 日々の業務として、節電・節水・省エネ等の意識啓発及び励行の徹底に努める。
- (2) 定期的にゴミ分別及び減量化や資源リサイクル等ゴミ収集日に職員全員で取組む。
- (3) 自主事業として「園芸講座」を引続き開催し、緑化推進ボランティアを育成すると共に施設周辺の環境整備（公園等）の推進及び啓発に引続き取組みます。
- (4) 隣接する「しょうぶ公園」の清掃及び花壇の手入れや「緑のカーテン」事業等園芸ボランティアと協働して引続き緑化推進に取組みます。
- (5) 施設の廃棄物を抑制すると共に市の分別ルートに沿って適切に分類し、資源化に取り組みます。

## 介護保険事業

### ● 介護予防支援事業

#### 《職員体制》

- ・ 管理者 1名 (包括支援センター看護師兼務)
- ・ 担当者 専任職員3名 (常勤1名, 非常勤2名)  
兼務職員2名 (包括支援センター社会福祉士・主任ケアマネジャー)

#### 《目標》

- (1) 要支援状態の軽減, 要介護状態になるのを予防するためご本人やご家族を尊重しながらも機能状況を的確にアセスメントしケアプランを作成する。
- (2) 介護予防支援ケアプランにそったサービスが適切に実施できるよう各サービス事業者・医療関係・福祉関係者等の連携をとっていく。
- (3) 個人情報の取り扱いに厳重に注意し, 郵送・FAXなどはダブルチェックを徹底していく。

#### 《実費負担 (徴収する場合は項目ごとに記載)》

- なし

#### 《その他 (特徴的な取組、PR等)》

- なし

#### 《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
230	230	230	230	230	230
10月	11月	12月	1	2月	3月
230	230	230	230	230	230

## ● 居宅介護支援事業

### 《職員体制》

常勤専従 1 名、常勤兼務 1 名

### 《目標》

- (1) 横浜共生会の基本理念である「人間としての尊厳、自由と人権とプライバシーの尊重」に努め、利用者・家族の立場に立った、適切できめ細かいサービスの提供
- (2) 計画的に研修に参加し能力向上に努めると共に、法令を遵守した公正・中立な居宅サービス計画の作成
- (3) 介護予防支援事業への積極的な参加

### 《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

● なし

### 《その他（特徴的な取組、PR等）》

・同一法人内ケアマネジャー会議を隔月開催し、幅広い情報共有・意見交換に努めています。その中で、倫理研修や事例検討会も実施し、能力向上に努めています。  
・土日祝も 1 名は出勤する体制を取り、ご利用者からの相談に迅速な対応をおこなっています。

### 《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

《提供するサービス内容》

- 介護サービス計画書作成・生活指導（相談援助等）・機能訓練（日常生活動作）
- 健康状態の確認・送迎・入浴・食事等

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

● 1割負担分

（要介護1） 631円

（要介護2） 740円

（要介護3） 850円

（要介護4） 960円

（要介護5） 1070円

● 食費負担 750円

● そのほか入浴される方は別途約52円かかります。

《事業実施日数》 週 7日

《提供時間》 9:15 ~ 15:45

《職員体制》

- ・約40名の職員がおり、介護職員はシフトにより日々15名程度が勤務しております。
- ・その他看護師・生活相談員が勤務しております。

《目標》

・今年「共に・・・」をスローガンとし日々積み重ねてきた経験を業務に活かしてまいります。

1. 当たり前のことを当たり前と思わず日々の業務に取り組みます。
2. 内外部の研修に参加し技術向上に努めます。
3. 通所介護事業として個人のニーズに合ったサービス提供を心掛けます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・ご自宅にいるような雰囲気ですリラックスしていただく環境づくりをします。
- ・目的別に対応できるような環境を作り自由選択にて選べる日中活動に取り組みます。
- ・お仕着せのない、その人にあったサービス提供に心掛けます。

《利用者目標（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
995	987	990	1032	1050	1023
10月	11月	12月	1月	2月	3月
1046	1084	976	978	1005	1060



● 介護予防通所介護事業

《提供したサービス内容》

- 介護サービス計画書作成・生活指導（相談援助等）・機能訓練（日常生活動作）
- 健康状態の確認・送迎・入浴・食事等

●

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分  
（要支援1） 2, 238円
- （要支援2） 4, 483円
- 食費負担 750円

●

《事業実施日数》 週 7日

《提供時間》 9:15 ~ 15:45

《職員体制》

- ・約40名の職員がおり、介護職員はシフトにより日々15名程度が勤務しております。
- ・その他看護師・生活相談員が勤務しております。

《目標》

・今年は「共に・・・」をスローガンとし日々積み重ねてきた経験を業務に活かしてまいります。

1. 当たり前のことを当たり前と思わず日々の業務に取り組みます。
2. 内外部の研修に参加し技術向上に努めます。
3. 通所介護事業として個人のニーズに合ったサービス提供を心掛けます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・ご自宅にいるような雰囲気ですリラックスしていただく環境づくりをします。
- ・目的別に対応できるような環境を作り自由選択にて選べる日中活動に取り組みます。
- ・お仕着せのない、その人にあったサービス提供に心掛けます。
- ・予防給付ご希望の方の体操では、その方に合わせたカリキュラムを作り実施します。

《利用者目標（契約者数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7	8月	9月
33	33	33	33	33	33
10月	11月	12月	1月	2月	3月
33	33	33	33	33	33

## 地域ケアプラザ

### 1 総合相談（高齢者・こども・障害分野への対応）

#### （1）相談・訪問事業

身近な相談窓口として、地域で暮らす住民の生活を支援するための幅広い相談（介護保険等の制度では解決できない問題も含む）に対応し、適時適切に必要な援助・情報提供等を行っていく。

#### （2）関係機関との連携

区役所をはじめ各関係機関と日頃からの業務連携を図りながら、クライアントの負担や不安を抱えさせることなく、効率的効果的な課題解決する相談窓口のワンストップサービスを目指す。

### 2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

地域活動交流コーディネーターと包括3職種職員は、常に連携を取りながら業務に就いており、ケアプラザの「4職種」として位置付けております。地域支援や介護予防等を中心とした業務について、常に連携しながら行っております。なお、日頃より所内において定例会議を行い、個別ケースと地域動向等を共有し、地域の課題と支援の方向性を確認し合いながら効率的効果的事業運営へと繋げていきます。

〈主な定例会議として〉

- ・4職種会議
- ・連絡調整会議
- ・事務所会議 ほか

〈主な事業として〉

- ・民生委員との協働
- ・体力向上プログラム（2コース）
- ・介護者支援（介護者交流会・学習会、高次脳機能障害ネットワーク）
- ・インフォーマルサービス支援（サロン立ち上げ支援など） ほか

### 3 職員体制・育成

#### （1）職員体制について

「横浜市地域ケアプラザ事業実施要領」「地域包括支援センター運営事業実施要項」及び介護保険法の規程等に基づき、適正な職員体制・配置を行っています。

[職員体制]

- ① 所長（管理者）：常勤1名
- ② 地域活動交流事業：コーディネーター（常勤）1名・サブコーディネーター（非常勤）4名
- ③ 地域包括支援センター：  
常勤者4名：社会福祉士（2）・看護師（1）・主任ケアマネジャー（1）  
非常勤3名：社会福祉士（1）・看護師（1）・ケアマネジャー（1）
- ④ 居宅介護支援事業：常勤者2名（介護支援専門員）
- ⑤ 通所介護支援事業：常勤者5名（生活相談員）・非常勤44名（看護師・介助員他）
- ⑥ 事務員（庶務・経理）・常勤者1名・非常勤者1名

#### （2）人材の育成（職員研修）について

サービスの充実向上と適正円滑な事業運営の維持向上を図るため、毎年度職員研修計画に基づき、内部研修・法人研修・行政研修・外部研修等体系的に実施して知

識、技術、技能等スキルアップを目指します。

[研修計画概要]

- ①施設内研修（毎月定例の研修・新任研修・個人情報保護及び人権研修他）
- ②法人研修（新任研修・各種専門職種研修・業務研修・人権研修他）
- ③市・区役所関係研修（地域活動交流事業職員・地域包括支援センター職員専門職他）
- ④市・区社協関係研修（新人研修・基礎研修・中堅研修・管理監督者研修・専門他）
- ⑤介護保険事業者研修（義務付け研修・任意研修他）

#### 4 地域福祉のネットワーク構築

- (1) 地域の関係団体・組織（自治会・町内会・民児協・社協・老人会等）との連携をさらに深めるため、各種の会合やイベント・集い等に積極的に参加し情報交換や各種情報提供等を行う。
- (2) 関係機関（区役所・区社協・各施設・事業所等）との会合や情報交換等に積極的に参加し、各種調整や相互の連携をさらに深める。
- (3) 各種会合や地域活動の支援及びイベント等を通じて、様々な地域のネットワークの構築を支援し推進します。特に、今年度は地域福祉保健計画（「ひっとプラン港北」）の推進に対して、地域活動交流部門及び地域包括支援センターが中心となり、地域福祉のネットワーク構築に地域力をさらに高める働きかけを区行政等関係機関とともにを行う。

#### 5 区行政との協働

- (1) 地域福祉保健計画推進について  
昨年度は、第2期計画推進初年度にあたり、各職員が各地区の区役所や区社協の担当職員と連携をとりながら各種活動や会議等の支援を行いました。今年度は、さらに地域ケアプラザの特性を活かしながら、推進委員会から枝分かれした各種分科会も含め、率先して4地区の推進支援に携わり、区行政のサポートにも努めます。
- (2) 区政運営方針との連携について  
重点推進策を視野に入れながら、区行政の担当職員と共に各職員がこれまで関わってきた「港北にぎやか支え合い作戦」、「港北元気っ子事業」、「災害時要援護者事業」、「地域防災拠点における防災訓練支援」、「緑のカーテンづくり」等の高齢者、障害児者、子育て支援を柱に事業実施に努めます。

### 地域活動交流部門

#### 1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

今年度も地域包括支援センター3職種と共に、民児協定例会参加をはじめ地域のインフォーマル活動に訪問し、情報収集や情報提供に努めます。そして、施設内においても、引き続き地域活動の紹介を地区別・テーマ別・対象者別に掲示し、さらに各種事業の場でも必要に応じて参加者にも情報発信をします。

また、昨年度開設したブログも活用しながら、施設内外の情報を幅広い世代にもれなく発信が出来るよう努めます。

## 2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

今年度も引き続き「貸館利用団体紹介コーナー」を活用し、地域に身近な活動団体としてのPRの場を設ける。そして掲示団体に対しては、社会資源としてケアプラザを活動拠点に、地域住民に広く活動や参加の場を提供してもらう。また、ケアプラザの各種事業（自主事業・デイサービスなど）においても、各利用団体に対して活動の場を提供し、福祉保健団体としての意識高揚を狙います。

## 3 自主企画事業

今年度も高齢者、障害児者、子育て支援を中心に福祉保健センター・区社協・地域の関係団体及び地域包括支援センターと連携を図りながら各種事業を行います。

特にニーズの高い子育て支援に関して、福祉保健センター主催の各種事業も含めた一連の体系として、各種事業が一体感を持ちながら、事業を通じた支援を行いたい。

既存の各種事業についても、随時参加者よりご意見等を伺う機会を設け、事業内容の発展充実をさせます。

また、今年度は開所10年目を迎え、この11月に地域との共催で開所記念事業「キラまつり」を開催します。この事業を通じて、地域住民同士のつながりが深まり、さらに地域の福祉保健拠点となるケアプラザが、より身近な施設として位置付けられるよう努めます。

## 4 ボランティアの育成及びコーディネート

ボランティア登録者や団体については、引き続き支援・指導等を行います。さらに今年度も継続する「園芸」関連の講座や、囲碁将棋サロンをはじめとする定例事業を通じて、参加される方々から、さらなる担い手を発掘・育成します。また、次世代育成にも重点を置き、区社協や地域のインフォーマル的なグループとも連携をとり、地域の子どもたちや学生を広く受け入れ、福祉保健の啓発や今後の活動の第一歩にしてもらう。

そして、各種事業の運営に関して、地域で活動している体操サークル、囲碁将棋サークル、子育てサークル、民児協や老人会等の方々と協働しながら実施し、より地域に身近な活動として位置づけ、多くの方が参加協力できる環境を整えます。

また、主任CMと共に、既存のインフォーマルサービスの活動支援を行い、さらに地域の課題を把握しながら、サロン立ち上げ等不足するサービスを検討します。

# 地域包括支援センター

## 1 総合相談

### 総合相談支援（総合相談）

誰もが住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう地域包括支援センターが、身近な相談窓口として、介護保険制度のみでは解決できない課題を含めた幅広い相談に対応し、関係機関との密接な連携体制の構築と維持に努め、相談者と一緒に課題の解決に取り組んでいく。

### 総合相談（実態把握）

エリア内の民児協会定例会に毎月参加し、各委員が把握し対応に困難を感じている高齢者について地域包括支援センターに相談しやすい雰囲気作りに努める。委員に対して同行訪問の提案や、支援検討会議への参加打診を通し、協働の体験を積み重ねることにより相互理解を深める。

## 2 権利擁護

### 権利擁護（権利擁護）

地域の会合や各種団体等への出張時、地域包括支援センターの機能として、高齢者の人権侵害（虐待や消費者被害等）や権利擁護の問題（判断能力が不十分な人の契約等）に取り組んでいることを地域住民にアピールしていく。区福祉保健センターと協働して、高齢者虐待防止のための地域での見守り体制の構築に取り組んでいく。

### 権利擁護（高齢者虐待）

（１）虐待の疑いのある相談事例に対しては、把握の段階から区福祉保健センターと詳細な情報共有を実施する。介入時には緊密な状況共有のもと、事前に取り決めた役割分担に基づき適切適時な対応を行っていく。

（２）養護者支援の一環として区福祉保健センターの協力のもと、介護者を対象とした「介護者交流会」を９回、介護者及び地域保健福祉従事者（主に民生委員を想定）を対象として関係機関の専門家を講師とした「介護者のための学習会」を３回、企画実施する。

地域包括支援センターが養護者支援の窓口であることの周知を目的に、開催案内のプリントにその旨を明記し、地域の会合や各種団体等への主張時に積極的なアピールを行う。

## 権利擁護（認知症）

認知症を患っても本人、家族が安心した生活を送るためには地域住民の疾病に対する正しい理解が不可欠である。関係機関と連携し地域で認知症サポーター養成講座を企画実施に協力する。

### 3 介護予防マネジメント

#### 二次予防対象者把握

- 1) 相談対応時転居者や介護保険申請に至らない方へ了解のもとチェックリストを実施し把握する。
- 2) 体力向上プログラム実施時参加者全員にチェックリストを実施し把握する。

#### 介護予防ケアマネジメント力

- 1) 3職種・地域交流と連携をとり地域活動へ参加し介護予防普及啓発を行う。

### 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

#### 地域住民、関係機関等との連携推進支援

- (1) 5 民生委員児童委員協議会定例会に参加し地域の情報共有していく。
- (2) インフォーマルグループの活動状況を把握し、団体相互の交流及びケアマネジャーとの交流など支援する。
- (3) 広報紙等を媒体に包括支援センター、改正介護保険制度、認知症など周知を図る。
- (4) 地域のミニディサービス開催支援を行う。
- (5) 民生委員とケアマネジャーとの交流会を開催し顔の見える関係づくりを図る。
- (6) 上記について包括・地域交流コーディネーターが区役所と連携し行う。

#### 医療・介護の連携推進支援

- (1) 区域にて往診医とケアマネジャーとの交流会を開催する。
- (2) 24時間訪問看護・介護巡回サービスについてケアマネジャー向けに研修を開催する。
- (3) 歯科医師会との交流会を2月開催する。
- (4) 医療相談員との交流会を開催する。
- (5) 医療機関連携シートの更新を図る。

### ケアマネジャー支援

- (1) 臨床心理士をスーパーバイザーに迎えた事例検討会を年3回実施(6・10・2月)
- (2) 新任ケアマネジャー支援は継続的に年3回研修、施設見学など開催する。
- (3) 区ケアマネジャー連絡会の役員会出席や研修の共催など後方支援連携支援を行う
- (4) 月1回研修を開催
- (5) ケース相談については同行訪問、カンファレンスの参加など支援する。

## 介護予防事業

### 介護予防事業

- 1) 1次予防対象者：体力向上プログラムの実施
- 2) 体力向上プログラム実施時身近な地域へ出張し民児協や保健活動推進員さんの協力を促し自主事業のきっかけとなるように取り組んでいく。
- 3) 地域活動への参加し介護予防普及啓発をしていく。

## その他

特になし

# 平成24年度 地域ケアプラザ収支予算書

施設名：樽町地域ケアプラザ

平成24年4月1日～平成25年3月31日  
(単位：千円)

	科目	地域活動交流	地域包括支援センター			居宅介護支援	通所介護	予防通所介護
			包括的支援	介護予防事業	介護予防支援			
収入	指定管理料収入	17,296	27,507	2,514				
	介護保険収入				9,063	11,500	75,601	16,136
	その他							
	委託料							
	認定調査委託料					400		
	利用料収入						11,000	
	利用者負担金						9,800	
	雑収入						3,000	
	<b>収入合計(A)</b>	<b>17,296</b>	<b>27,507</b>	<b>2,514</b>	<b>9,063</b>	<b>11,900</b>	<b>115,537</b>	
支出	人件費	10,000	20,870	1,950	5,000	10,100	89,740	
	事務費	1,625	4,592	467	506	796	23,306	
	事業費	245	50				12,269	
	管理費	4,946	1,239					
	その他							
	会計単位繰入金					1000		
	協力医謝金等		756					
	他事業所へ支払い							
消費税	480		97	57				
	<b>支出合計(B)</b>	<b>17,296</b>	<b>27,507</b>	<b>2,514</b>	<b>5,563</b>	<b>11896</b>	<b>125,315</b>	
	<b>収支 (A) - (B)</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>3500</b>	<b>4</b>	<b>-9,778</b>	

※

※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等他の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同じように記載をしてください。